

新年 あけまして おめでとうございます

謹んで新年のお慶びを申し上げます。
 旧年中は大変お世話になり、
 ありがとうございました。

本年も、社員一同、
 皆様のお力になれるよう
 頑張っております。

ご愛顧の程よろしくお願いたします。



昨年来の未曾有のコロナ禍により、先行きが見通せない状況が続いています。新しい生活様式や働き方への取り組みもはじまり、従来の戦略や考え方では対応が難しく、経営の舵取りはますます厳しいものになってきています。しかし、さまざまな変化の大きい時は、逆にチャンスの時でもあると思います。無謀なチャレンジはいけません、こういう時こそ、勇気と元気を振り絞り、積極的に動いていくことも心掛けたいものです。

2021年の干支は辛丑(かのと・うし)

さて、今年は60干支でいうと、「辛丑(かのと・うし)」となります。例年ご紹介していますが、干支は10種類の十干(じっかん)と、12種類の十二支の組み合わせで60種類が存在し、60年で一巡しています。

では、この「辛丑」が表す意味は、どんな意味があるのでしょうか？

まず「辛」は、生命のサイクルを10段階であらわす十干(甲・乙・丙・丁・戊・己・庚・辛・壬・癸)の8番目に位置しています。季節でいえば晩秋、植物なら枯れた状態にあり、実は地面に落ち、次世代のタネを大地に還していく段階に入ってきています。陰陽五行思想では、黙考する、黙想するといった意味にもなるようです。

また「辛」という漢字は、刺青をする針を表した象形文字になっています。つまり、針で刺すことから身体的な苦痛を表す言葉に当てられ、言葉の通りですが、ツライ、カライ、ヒドイなどの意味を持っています。

これらから、「辛」は思い悩みながら、ゆっくりと衰退していくことや、痛みを伴う幕引きを意味しているそうです。

次に「丑」は十二支の2番目に位置し、発芽直前の曲がった芽が種子の硬い殻を破ろうとしている状態で、命の息吹を表しているといわれています。これは種子の中に、今にもはち切れそうなくらいの生命エネルギーが満ち溢れているような状態ともいえます。

「丑」という漢字は、手の指に力を込めて曲げた形を表した象形文字です。ももとは、ひねるや曲げるという意味でしたが、作業の準備段階も表していることから、「はじめ」といった意味が派生しています。

これらから推察して、2021年は、緩やかな衰退、痛みを伴う幕引きと、新たな命の息吹が互いを生かし合い、強め合うこと。つまり、衰退や痛みが大きければ命の初動が大きくなり、芽吹きが大きければその分、激烈に枯れる。辛いことが多い分だけ、大きな希望が芽生える年になることを指し示しているそうです。

CONTENTS

新年のご挨拶…………… P.1
 2021年の干支は
 辛丑(かのと・うし)…………… P.1
 確定申告会場への入場が
 予約制に！…………… P.2
 退職金の節税利用に
 一定の制限！…………… P.2
 社員のPCR検査費用を
 負担した場合の給与課税…… P.3
 遅刻者への罰金制度…………… P.3
 2021年4月からの
 主な労働法改正項目…………… P.4
 コロナ禍での賃金改定状況…… P.4
 1月度の税務スケジュール…… P.5
 今月の名言録…………… P.6
 無料相談会実施中…………… P.6

最新情報は
[ASAKのTwitter\(ツイッター\)](#)も
 ご利用ください！

随時更新しますので
 フォローして下さい！



確定申告会場への入場が予約制に！

国税庁は、令和2年分の確定申告における新型コロナウイルス感染症対策として、入場時間帯が指定された「入場整理券」を取得しなければ、確定申告会場を利用することができないように変更することにしました。整理券は、各会場での当日配付による取得のほか、事前発行を受けるにはLINEアカウントを通じた手続きに限ることとしており、電話等での事前発行はできないようなので注意が必要です。

その他、感染拡大防止の観点から、自宅等からのe-Taxの利用を推奨していますが、申告会場を増やしたり、電話相談やチャットボットでのお問合せも充実させていくようです。

◆ 各会場では先着順で当日のみ配付

令和2年分の確定申告会場に係る「入場整理券」は、全国の会場で令和3年2月16日から同年3月15日までの確定申告期間中(一部会場等では確定申告期間の前後にも)に必要となります。具体的な取得方法は、①各会場での当日配付と②LINEによる事前発行の2通りです。

各会場での当日配付は、各税務署等の開庁時間に合わせて配付が開始され、指定入場時間の早いものから先着順で配付されます。入場整理券は、来場者1名につき1枚の取得が必要です。当日の配付状況は、国税庁ホームページより確認できるようです(令和3年2月16日掲載開始予定)。

当日分の入場整理券がなくなった場合には、翌日以降分が配られることはないため、改めて後日に来場する必要があるため注意が必要です。当日配付用に用意されている整理券の枚数は、各会場の規模等で異なり、1日分の総数のうち最低でも2～4割程度が確保されているようです。

◆ LINE利用で10日先までの発行が可能

一方、LINEによる事前発行は、2営業日後から10日先までの入場整理券を発行できます。例えば、3月1日にLINEで発行手続きをする場合、3月3日から3月11日までの整理券を発行することができます。逆にいうと、3月11日に会場へ行きたい場合は、3月9日までに手続きをしなければいけません(残枠がある場合に限り)。

LINEによる事前発行ができるようになるのは、各会場によって異なります。詳細は、令和3年1月12日から順次案内される予定です。

発行手続きについては事前に、国税庁LINE公式アカウントをQRコード等から友だち追加する必要があります。また、LINEで既に事前発行した指定日到来前の場合には、他の日時の整理券を発行することはできないので注意が必要です。整理券の日程・時間帯を変更等したい場合には、一度キャンセルした後に、再度発行することになります。

(参考URL <https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/tokushu/nyujo.htm>)

退職金の節税利用に一定の制限！……勤続5年以内

2021年度の税制改正で、退職金課税制度が見直されます。社員が勤続5年以内に退職金をもらう際に、退職所得控除後の金額が300万円を超える場合は税負担の軽減措置を縮小することになります。外資など一部企業では給与を少なくする一方で、退職金を多くして社員が税軽減を受けるケースがあり、制度の趣旨にそぐわない節税策として問題視されていました。

現在の税制では退職金から勤続年数に応じた控除分を差し引き、その半額に所得税を課しています。

この「2分の1課税」はそもそも、税負担が過度に重くならないようにするための平準化の仕組みです。長期にわたって勤務した結果、退職金が積み上がり、累進税率で課税額が大きく膨らむようなケースが念頭にありました。しかし、あえて社員がその報酬を給与ではなく退職金でもらうことによって課税額を大幅に軽減するような事例がみられます。こうした抜け穴を税制改正で塞ぐ考えです。

<退職所得の計算方法>

$$\text{退職所得} = (\text{収入金額} - \text{退職所得控除額}) \times 1/2$$

※退職所得控除: 勤続年数20年まで1年につき40万円(最低80万円)

近年は雇用の流動化が進み、入社から数年で転職する人も多ですが、一般的な水準を大きく上回る高額な退職金でない限り税負担は変わらないので安心してください。

	勤続年数5年以内			勤続年数5年超
	役員等	従業員		
			退職所得控除後の残額のうち300万円超	300万円以下
現行		1/2 課税あり		
改正案	1/2 課税なし	1/2 課税なし	1/2 課税あり	1/2 課税あり

社員のPCR検査費用を負担した場合の給与課税

◆ 業務遂行上の必要性がポイント！

新型コロナウイルス感染症の感染者数が各地で過去最多となって、感染拡大がおさまらない状況が続いていますが、そんな中で、ビジネスの関係上、新型コロナ感染の“陰性”を証明するために、PCR検査等を受ける者が増加しているそうです。

これらは、医師等の判断なしに検査した場合には、その費用は自己負担となってしまいますが、会社が一部の社員の検査費用を負担した場合には、所得税の課税上、どのように取り扱うべきでしょうか。



◆ 給与課税されない場合とは？

所得税法上では、会社が従業員等に対して金品等を支給した場合には、経済的利益の供与として給与課税されるのが原則です。

ただし、その経済的利益の供与が従業員等の業務を遂行する上で必要なものなど、一定の要件を満たせば、給与課税はされません。例えば、従業員等に交際費として金品を支給した場合においても、業務遂行上必要であれば給与課税しないと扱われています。

現在、コロナ禍の海外出張に際しては、陰性証明書がないと入国の許可や自主隔離の免除がされない国・地域があるため、PCR検査等の受検が必要となることが多いと思います。また、国内の感染拡大地域への出張では、出張者が現地で感染してしまったことに気付かずに、帰社後も継続して勤務すると社内クラスターの発生などで業務を停滞させてしまうおそれがあるため、念のため検査しておくケースもあるかと思えます。

このような場合において、一部従業員等のPCR検査等費用を会社が負担すると、経済的利益の供与にあたることとなりますが、業務遂行上必要といえるため、給与課税はされないこととなります。

◆ 陰性証明書発行費用も同様に判断

上記のように、海外出張に際して必要となることがあるものとして「陰性証明書」があります。これは、基本的に発行費用が検査費用とは別に発生してきます。これらの発行費用についても、会社が負担した場合には、検査費用と同様に業務遂行上必要であれば給与課税されることはありません。

出張時以外にも、例えば、取引先から陰性証明書等の提示を求められ、提示をしなければ商談ができない場合も業務遂行上必要であるといえますので、その商談記録なども残しておくのと良いと思います。

また、会社負担額を従業員等と検査後に精算する場合には、従業員等からの領収書等の提出をしてもらう必要があります。これを検査前に一定額を現金で支給した場合は、給与課税されてしまう可能性もあるので気を付けてください。どうしても先払いする場合には、仮払金として出金し、検査後に必ず精算処理をするようにしてください。

遅刻者への罰金制度

あってはいけないことですが、従業員の中で、何度注意をしても遅刻を繰り返すものがいた場合に、何らかの制裁を検討している会社もあるかと思えます。こうした従業員がいると、他の従業員の業務にも大きな支障が出てしまいます。遅刻を阻止するためにも、法的に問題のない何らかの制度を設けるにはどうしたらいいでしょうか。

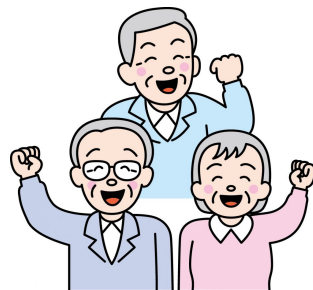
例えば、現に働いていない時間分を賃金から控除するのではなく、遅刻が10分であれ1時間であれ、1回につき定額の罰金を徴収していたとすると、実際に働かなかった時間を超えて控除している場合が発生することもあります。その場合には、その超えて減額した金額が、懲戒処分の中の減給の制裁にあたることとなります。

減給の制裁は、労働基準法第91条により、1回の額が平均賃金の1日分の半額、複数回ある場合でも総額が1賃金支払期における賃金の総額の10分の1を超えてはならないという制限が定められています。この制限を超えて減給している場合は労働基準法違反となり、30万円以下の罰金が課せられる可能性があります。

また、制裁としての処分は、就業規則にあらかじめ制裁の種類および事由(処分をする理由)を定めることによって行うことができると考えられますので、就業規則の服務規律や制裁の規定に遅刻早退をした場合について定めておらず、労働争議や裁判になった場合には、減給の制裁が相当かということについても問題とされる可能性があるかと思えます。



2021年4月からの主な労働法改正項目



◆ 高齢者雇用安定法の改正で、就業確保を70歳まで！

2021年4月からは、改正高齢者雇用安定法の施行で、70歳になるまで就業機会を確保することが企業の努力義務となります。これに違反した場合の罰則はないものの、将来の義務化の可能性を見据えて、企業は対応をしていく必要があると思われます。

70歳までの就業確保措置は、継続雇用などの現行の対応策に加えて、業務委託契約を結ぶ制度の導入や、企業自らのほか、企業が委託や出資する団体が行う社会貢献活動に従事できる制度の導入という選択肢も選べることとなります。ただ、その場合には、計画書の策定や従業員代表からの同意を得る必要があるなどハードルは高くなっています。

改正法は罰則もない努力義務規定のため、実際にその対応を進める企業はそこまで多くないのではないかとも言われています。ただし、いずれは義務化が予想されるため、今から準備を進めておく必要はあるかもしれません。

◆ 同一労働同一賃金ルールが中小企業にも適用開始

2021年4月からは、同一労働同一賃金のルールが、1年間猶予されていた中小企業にも適用されることとなります。企業などが正社員と非正規社員の不合理な待遇の格差を設けることを禁じるもので、業務内容や責任、配置変更の範囲などに差がなければ、原則として、賃金や手当、教育訓練などの待遇も、同じ水準にすることが求められます。現実に差がある場合は、従業員の求めに応じて理由を説明する義務も生じてきます。

これについては、大企業と比べて、中小企業の方が正規・非正規間の格差の問題を抱えている場合が多いと思われるので、企業は紛争化を避けるためにも、より慎重な対応が求められています。



コロナ禍での賃金改定状況

コロナ禍が長期化する中、来年度の賃金改定は経営者を悩ませる問題のひとつでしょう。ここでは、賃金改定の参考資料として、2020年11月に厚生労働省から発表された「令和2年賃金引上げ等の実態に関する調査の概況調査結果から、2020年の賃金改定に関するデータをご紹介します。

◆ 賃金引き上げ企業の割合が減少

この調査結果から、回答企業の賃金改定状況をまとめると右表のとおりです。2020年の賃金改定状況は、1人平均賃金を引き上げた・引き上げる（以下、引き上げた）割合が81.5%でした。これは、2019年に比べて8.7ポイントの減少です。2019年まで、引き上げた割合は、10年近く増加してきましたが、ついに減少に転じてしまいました。

一方、1人平均賃金を引き下げた・引き下げる（以下、引き下げた）割合は2.1%で、2014年以來の2%台となりました。また、賃金改定を実施しない割合は9.5%と、これも2014年以來の高水準です。そして未定の割合である6.9%は、1982年以降で最も高い数字となっており、賃金改定をどうするのか、判断に悩む企業が増えていることがうかがえます。

◆ 改定率は2%を割り込む

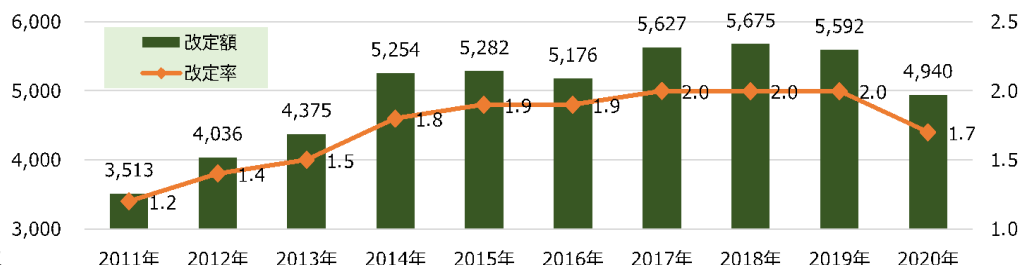
直近10年間の1人平均賃金の改定額と改定率をまとめると、右グラフのとおりです。

2020年の1人平均賃金の改定額は4,940円、改定率は1.7%となっています。改定額が4,000円台となるのは、2013年以來、改定率が2%を割り込むのは2016年以來です。

賃金改定の実施状況の推移 (%)

	引き上げた	引き下げた	実施しない	未定
2011年	73.8	4.4	18.4	3.4
2012年	75.3	3.9	15.2	5.6
2013年	79.8	2.5	12.9	4.7
2014年	83.6	2.1	9.7	4.6
2015年	85.4	1.2	8.4	5.0
2016年	86.7	0.8	7.1	5.4
2017年	87.8	0.2	6.3	5.7
2018年	89.7	0.4	5.9	4.0
2019年	90.2	0.0	5.4	4.3
2020年	81.5	2.1	9.5	6.9

1人平均賃金の改定額と改定率の推移 (円, %)



◆ 2020年の産業別改定状況

2020年の産業別の賃金改定状況をまとめると右上表のとおりです。これを見ると、引き上げた割合が最も高いのは、電気・ガス・熱供給・水道業の95.4%で、建設業と製造業も90%を超えています。

逆に引き下げた割合では、運輸業、郵便業と宿泊業、飲食サービス業が7%を超えて高くなっています。また、実施しない割合では、生活関連サービス業、娯楽業が最も高く20%を超えており、未定の割合も、宿泊業、飲食サービス業だけが20%を超えています。

これらを見ていくと、あきらかにコロナウイルスの感染拡大に端を発した緊急事態宣言や営業自粛要請により、営業的なダメージを受けた業種での賃下げもしくは賃金の据え置き傾向が反映された結果となっています。

◆ 一部を除き額・率ともに低下

2020年の1人平均賃金の改定額と改定率を、産業別にまとめると右下表のとおりです。

【改定額】

改定額が最も高いのは、学術研究、専門・技術サービス業の7,165円です。なお、改定額が2019年を上回ったのは、サービス業(他に分類されないもの)だけという結果になっています。

【改定率】

改定率が最も高かったのは学術研究、専門・技術サービス業の2.1%で、最も低かったのは電気・ガス・熱供給・水道業の1.1%です。

金融業、保険業だけが1019年に比べてプラスとなりました。

2020年は、ほとんどの産業で改定額、改定率ともに2019年を下回る結果となりましたが、依然としてコロナ禍の状況は続いていることから、2021年はさらに厳しい賃金改定となる企業が増えることが予想されています。

2020年の産業別賃金改定の実施状況 (%)

	引き上げた	引き下げた	実施しない	未定
鉱業、採石業、砂利採取業	85.7	-	14.3	-
建設業	95.0	-	1.2	3.7
製造業	90.1	0.8	5.4	3.6
電気・ガス・熱供給・水道業	95.4	-	4.6	-
情報通信業	86.7	0.9	12.4	-
運輸業、郵便業	78.6	7.8	12.2	1.4
卸売業、小売業	84.8	1.3	7.5	6.4
金融業、保険業	85.9	4.1	9.9	-
不動産業、物品賃貸業	87.2	-	5.2	7.6
学術研究、専門・技術サービス業	87.0	0.8	8.9	3.4
宿泊業、飲食サービス業	49.3	7.5	19.5	23.7
生活関連サービス業、娯楽業	58.4	4.0	20.9	16.6
教育、学習支援業	67.5	4.8	17.4	10.3
医療、福祉	83.7	1.1	6.5	8.7
サービス業(他に分類されないもの)	71.1	0.1	16.0	12.8

産業別1人平均改定額と改定率 (円、%)

	改定額		改定率	
	2019年	2020年	2019年	2020年
鉱業、採石業、砂利採取業	7,125	6,227	2.1	1.9
建設業	8,261	6,244	2.4	1.9
製造業	5,724	5,317	2.0	1.8
電気・ガス・熱供給・水道業	5,023	3,681	1.6	1.1
情報通信業	6,705	6,239	2.1	1.9
運輸業、郵便業	4,777	4,132	1.9	1.7
卸売業、小売業	5,401	4,458	1.9	1.6
金融業、保険業	5,585	5,395	1.4	1.6
不動産業、物品賃貸業	6,909	6,311	2.2	2.0
学術研究、専門・技術サービス業	9,165	7,165	2.4	2.1
宿泊業、飲食サービス業	4,163	2,711	1.8	1.5
生活関連サービス業、娯楽業	4,306	3,115	1.9	1.2
教育、学習支援業	4,696	3,332	1.7	1.4
医療、福祉	3,798	3,198	1.8	1.5
サービス業(他に分類されないもの)	4,026	4,048	1.7	1.6

2021年1月度の税務スケジュール

内容	期限
前年12月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付	納期限 1月12日(火)
前年下期分源泉所得税の納付(納期特例)	納期限 1月20日(水)
前年11月決算法人の確定申告 (法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税)	申告期限 } 納期限 } 2月1日(月)
2、5、8、11月決算法人の3月毎の期間短縮に係る確定申告(消費・地方消費税)	
法人・個人事業者の1月毎の期間短縮に係る確定申告(消費税・地方消費税)	
5月決算法人の中間申告(半期分) (法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税)	
消費税の年税額が400万円超の2月・5月・8月決算法人の3月ごとの中間申告	
消費税の年税額が4,800万円超の10・11月決算法人を除く法人・個人事業者の1月毎の中間申告(消費税・地方消費税)(9月決算法人は2ヶ月分)	
固定資産税の償却資産に関する申告	
支払調書の提出・給与支払報告書の提出	
個人の道府県民・市町村民税の納付(第4期分)	

今月の名言録

あいさつをかわす

さわやかな朝の空気を胸いっぱい、わが家の前の道を掃除する。
勤めの早い近所の人が向こうからやって来る。
“おはようございます”“おはようございます”。



何気なくとりかわすこの朝のあいさつは、毎日の習慣のように、何でもないことのように思えたりするのだが、私たちは、もう少しあいさつの大切さを考えてみたい。
“ゆうべは寒かったですね”という、おたがいにいたわりあう気持ちから出たこのあいさつで、あるいは“毎度お世話になっております”というこの感謝の気持ちから出たあいさつで、おたがいの用件にはいる。仕事がスムーズに動き出す。だれが考え出したのでもない。
私たちの遠い祖先から伝わってきたこのあいさつというものは、いわばおたがいの毎日の暮らしの潤滑油とでもいった尊い働きを果たしているのである。“お寒うございます”と言ったところで暖かくなるわけではなし、というのは落語の中の話だけにしたいものである。

あいさつにもいろいろとあろうが、要は、私たちはもっと、あいさつというものを大切にしたい。
明るく朗らかに、あいさつをかわしあうことを心がけたいものである。（「道をひらく」松下幸之助著 PHP研究所）

無料相談会実施中！

現在、皆様のまわりで下記のような事項で何かとお困りの方がおみえでしたら、お気軽にご相談ください。

随時、無料相談会を開催しております。なお、完全予約制となっておりますので、必ずご連絡頂きます様よろしくお願い致します。



- ・新規にご開業される方、された方（開業支援、税務相談、社会保険相談など）
- ・現在の顧問先に不満をお持ちの方（税務相談、経営相談、経営診断、事業計画など）
- ・相続でお困りの方（今後、発生することが予測されるが具体的にどうしたらよいかわからない方など）
- ・不動産の有効活用でお悩みの方 など

何でも気軽にご相談ください！

事務所のご案内

【名古屋オフィス】 〒460-0022
愛知県名古屋市中区金山一丁目4番4号第9タツミビル東棟9階
TEL:052-331-0135・0145 FAX:052-331-0167
<https://asaoka-kaikei.com/>

【四日市オフィス】 〒510-0105
三重県四日市市楠町南川8-1
TEL:059-397-8650 FAX:059-397-8651



本誌の内容に関するご質問やその他ご相談は、下記までお気軽にお問い合わせください。

税理士・行政書士 浅岡 和彦
不動産鑑定士 佐々木 勝己
社会保険労務士 松永 裕美

